

4. 関係機関・団体で行っている

被害者支援

4. 関係機関・団体で行っている被害者支援

犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を受けることができるよう、県内外の機関・団体において様々な支援を行っています。

主な項目		実施期間・団体	関連頁
(1) 相談・情報提供			
①	総合的な相談・情報提供	(ア) 福井地方検察庁	47
		(イ) 日本司法支援センター 福井地方事務所	47
		(ウ) 福井保護観察所	48
		(エ) 福井県	48
		(オ) 福井県警察本部	48
		(カ) 市町	48
		(キ) 公益社団法人福井被害者 支援センター	49
②	法律問題等に関する相談・ 情報提供	(ア) 日本司法支援センター 福井地方事務所	49
		(イ) 福井弁護士会	49
③	人権被害に関する相談・救済	(ア) 福井地方法務局	50
		(イ) 福井県	50
④	女性に関する相談・情報提供 (性犯罪、配偶者からの暴力、 ストーカー等)	(ア) 福井地方法務局	50
		(イ) 福井県	51
		(ウ) 福井県警察本部	51
⑤	子どもに関する相談・情報提供 (児童虐待、いじめ等)	(ア) 福井地方法務局	51
		(イ) 福井県・市町	51
		(ウ) 福井県警察本部	52
⑥	高齢者に関する相談・情報提供 (高齢者虐待、擁護者支援等)	(ア) 福井地方法務局	53
		(イ) 福井県・市町	53
⑦	障害者に関する相談・情報提供 (障害者虐待等)	(ア) 福井地方法務局	53
		(イ) 福井県	53
⑧	精神的ケアに関する相談・ カウンセリング	(ア) 福井県	54
⑨	公営住宅への入居等に関する 相談・情報提供	(ア) 福井県・市町	54
⑩	労働問題に関する相談・ 情報提供	(ア) 福井労働局	55
		(イ) 福井県	55
⑪	暴力団犯罪等に関する相談・ 情報提供	(ア) 福井県警察本部	55
		(イ) 財団法人福井県暴力追放 センター	56

⑫	交通事故に関する相談・ 情報提供	(ア) 福井県	56
		(イ) 福井県警察本部	56
		(ウ) 福井県交通安全活動推進センター (財)日弁連交通事故相談センター 福井県支部 (社)日本損害保険協会福井自動車 保険請求相談センター (財)交通事故紛争処理センター 金沢相談室 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA)	56
⑬	消費生活相談、悪質商法等に 関する相談	(ア) 福井県・市町	56
		(イ) 福井県警察本部	57
(2) 経済的負担の軽減や経済支援			
①	犯罪被害給付制度	福井県警察本部	57
②	事件に遭ったことにより発生 する経費負担の軽減	福井県警察本部	58
③	配偶者からの暴力による被害者 の経済的負担の軽減	福井県	58
④	県営住宅の優先入居制度	福井県	58
⑤	犯罪被害者の子弟に対する救援	公益財団法人犯罪被害救援基金	58
⑥	交通事故被害者・遺族に対する 経済的救助	福井県 独立行政法人自動車事故対策機構 公益財団法人交通遺児育英会 財団法人交通遺児育成基金	59
⑦	暴力団員に対する民事訴訟費用 の貸付等	財団法人福井県暴力追放センター	59
(3) 生活面におけるサポート等			
①	犯罪被害者等への付添い支援	(ア) 福井県警察本部	59
		(イ) 公益社団法人福井被害者支援 センター	59
②	母子家庭等に対する支援	福井県・市町	59
③	生活保護	福井県・市町	60
④	犯罪被害者等のこころのケア	(ア) 福井県	60
		(イ) 福井県警察本部	60
⑤	税制上の控除等	税務署・市町	61
(4) 犯罪被害者等の安全の確保			
①	加害者に関する情報等の提供	(ア) 福井地方検察庁	61
		(イ) 福井保護観察所	61
		(ウ) 福井県警察本部	62
②	再被害防止の措置	福井県警察本部	62
③	暴力団犯罪の被害者等への対応	福井県警察本部	62

④	一時保護、施設入所による保護等	福井県・福井県警察本部・市町	63
(5) 捜査・公判等の過程における配慮等			
①	捜査における犯罪被害者等への配慮	福井県警察本部	63
②	裁判等における犯罪被害者等のための制度	福井地方裁判所・福井地方検察庁	63
③	裁判等における犯罪被害者等のための制度	福井家庭裁判所	66
④	更生保護における犯罪被害者等のための制度	福井保護観察所	68
(6) その他の犯罪被害者等支援に向けた取り組み			
①	関係機関の連携・協力	福井県・福井県警察本部他	68
②	県民の理解増進に向けた啓発	福井地方法務局・福井県・福井県警察本部等	69
③	人材の育成に向けた研修等の実施	福井地方法務局・福井県等	72

(1) 相談・情報提供

① 総合的な相談・情報提供

(ア) 福井地方検察庁

被害に遭われた方が気軽に被害相談や事件に対する問い合わせを行うことができるように、専用電話として「被害者ホットライン」を設けています。夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスでの利用が可能です。

また、被害にあわれた方の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」を配置しており、被害にあわれた方からの様々な相談への対応、病院や法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害にあわれた方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

福井地方検察庁被害者ホットライン 0776-28-8744（電話・FAX）

(イ) 日本司法支援センター福井地方事務所（法テラス福井）

日本司法支援センターでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報（被害者等の住まい近くの支援団体の支援内容、連絡先など）を収集し、「その方が必要としている支援」を行っている窓口をご案内します。

また、被害に遭われた方や家族等が、その被害に係る刑事手続に適切に関与したり、被害者が受けた損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報（刑事手続の流れ、各種支援制度など）を提供します。

また、犯罪の被害に遭われた方やその家族などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて弁護士を紹介しています。

「犯罪被害者支援ダイヤル」	0570-079714 (PHS・IP電話の場合 03-6745-5475) 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00
「法テラス福井」	050-3383-5475 http://www.houterasu.or.jp/fukui

(ウ) 福井保護観察所

保護観察所の被害者専任の担当者が、被害を受けた方の悩みや不安をお聴きし、負担が軽くなるよう相談に応じます。また、被害者等ための制度や手続等に関する情報の提供や、ご相談に応じて関係機関等の紹介を行います。

福井保護観察所企画調整課	0776-28-7125
--------------	--------------

(エ) 福井県

県では、「犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者やその家族・遺族からの相談をお聞きするとともに、必要な情報の提供を行っています。

犯罪被害者等支援総合相談窓口（福井県安全環境部県民安全課内）	
電話、面接、Eメールによる相談	
専用直通電話	0776-20-0730（お悩みゼロ）
Eメール	higaisoudan@pref.fukui.lg.jp

(オ) 福井県警察本部

警察では、警察相談専用電話（#9110）および専門の相談窓口を設置し、被害に遭われた方からの様々な相談に対応しています。

※警察の相談窓口一覧

相談種別	部署名	電話番号
警察に関する総合相談受付電話	福井県警察本部 総合相談室	0776-26-9110 または #9110
犯罪被害給付制度の問合せ	福井県警察本部 警務課被害者支援室	0776-22-2880
犯罪の被害に遭われた少年に関する相談電話	福井少年サポートセンター (ヤングテレホン)	0120-783-214 0776-24-4970
捜査部門での問合せ	福井県警察本部 捜査第一課指導係	0776-22-2880
女性の被害に関する相談電話	レディーステレホン	0120-292-170 0776-29-2110
暴力団犯罪等に関する相談	福井県警察本部 組織犯罪対策課対策指導係	0776-22-2880

（上記の相談窓口のほかにも、各警察署でも相談を受け付けています。（76ページ参照））

(カ) 市町

県内の各市町では、平成19年4月までに総合対応窓口課を決定し、県や関係機関との連絡調整や、各市町における施策推進を図るための関係部局への働きかけ等を行っています。

※市町の総合対応窓口課一覧 77ページ参照

(※) 公益社団法人福井被害者支援センター

犯罪・事故などの被害に遭われた方やその家族の方々を精神的に支援するために設立されたボランティアによる民間組織です。

電話や面接による相談のほかに、必要に応じて日常生活の回復に必要な支援も行なうほか、被害者等の自助グループへの支援も行っています。

公益社団法人福井被害者支援センター 0120-783-892 相談日 月～土 10:00～16:00

② 法律問題等に関する相談・情報提供

(ア) 精通弁護士の紹介（日本司法支援センター福井事務所）

犯罪の被害に遭われた方やその家族などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介しています。

紹介する弁護士は、弁護士会からの推薦を受けている犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士で、犯罪被害に遭われた方に二次的被害を与えないよう心情に配慮しながら法律相談を行い、必要に応じて代理人として活動します。

また、弁護士費用等については、その方の経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託法律援助の制度を利用していただけます。

(イ) 法律相談の実施（福井弁護士会）

福井弁護士会では、無料法律相談および有料法律相談を行っており、損害賠償請求等についての助言を得ることができます。

○福井弁護士会主催法律相談（問合せ先 0776-23-5255）

法律相談名	相談日	概要	相談場所	備考
多重債務無料法律相談	毎週木・土	10:00～12:00	福井弁護士会事務所 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	完全予約制 (電話もしくは窓口にて)
有料法律相談 (1回30分、5,000円)	毎週水	14:00～17:00	福井弁護士会事務所	
	毎週月～金	弁護士紹介制度による相談	担当弁護士事務所	
	毎週火	丹南法律相談センター 14:00～17:00	センチュリープラザ 越前市府中1-2	
	毎週金	嶺南法律相談センター 14:00～17:00	プラザ萬象会議室 敦賀市東洋町	

※このほか、人権相談、女性相談、高齢者相談、交通事故相談、消費生活相談等においても、弁護士による法律相談を行っています。

③ 人権被害に関する相談・救済

(ア) 福井地方法務局

福井地方法務局では、常設の人権相談窓口（土日祝日を除く）を設けて、面談による相談を実施しているほか、電話相談については、24時間（17時15分から翌朝8時30分までは留守番電話対応）相談を受け付けています。その他に、インターネット人権相談窓口を設置して、電子メール、携帯電話メールでの相談も受け付けています。

人権相談等において、犯罪被害者等から被害申告があった場合には、人権侵犯事件として救済手続きを開始し、被害の救済および予防に努めています。

法務局の人権相談窓口	
福井地方法務局	0776-22-5090(代)
// 人権相談電話	0776-22-5141
// 武生支局	0778-22-0194
// 敦賀支局	0770-25-0174
// 小浜支局	0770-52-0238
全国共通電話番号（ナビダイヤル）	
人権相談ダイヤル	0570-003-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810
全国共通電話番号（フリーダイヤル）	
子どもの人権110番	0120-007-110
インターネット相談受付窓口	
パソコン	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
携帯電話	https://www.jinken.go.jp/soudan/MO_AD/0101.html （大人用） https://www.jinken.go.jp/soudan/MO_CH/0101.html （子供用）

(イ) 福井県

福井県人権センターにおいて、犯罪被害者等を含む人権に関する問題等に対する相談・カウンセリング、情報提供等を行っています。

相談窓口名	相談方法・日時等	相談場所・連絡先
福井県人権センター	○一般相談 電話、面接 火～金、第2、第4日曜日およびその前日の土曜日 9:00～17:00 ○特別（弁護士）相談 面接（要予約） 第3木曜日 13:00～16:00	福井市手寄1-4-1 アオッサ7階 TEL 0776-29-2111
	○移動相談（敦賀） 偶数月第2金曜日 13:00～16:00	プラザ萬象会議室
	○移動相談（小浜） 奇数月第3金曜日 13:00～16:00	小浜市文化会館

④ 女性に関する相談・情報提供（性犯罪、配偶者からの暴力、ストーカー等）

(ア) 福井地方法務局（再掲）

「女性の人権ホットライン（0570-070-810）」及び常設相談所（人権擁護課、各支局）を設置し、女性の人権侵害等に関する相談に対応しています。

(イ) 福井県

県内8ヶ所に配偶者暴力被害者支援センターを設置し、相談・カウンセリング、情報の提供、医学的・心理学的指導、一時保護制度等の利用に対する援助等を実施しています。

相談窓口名	相談方法・日時等	連絡先
福井県生活学習館	○一般相談 火～日（第3日曜日を除く） 9:00～16:45 ○こころの相談 第1木曜日 13:00～16:00 ○法律相談 第4土曜日 13:00～16:00	（相談専用ダイヤル） 0776-41-7111 0776-41-7112
総合福祉相談所 女性相談課	電話、面接 月～金 8:30～17:15 夜間電話相談 毎日 17:15～22:00	0776-24-6261
福井健康福祉センター福祉課		0776-36-2857
坂井健康福祉センター福祉健康増進課		0776-73-0622
奥越健康福祉センター地域保健福祉課		0779-66-2076
丹南健康福祉センター福祉課	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0778-34-1790
丹南健康福祉センター武生福祉保健部		0778-22-4135
嶺南振興局二州健康福祉センター福祉課		0770-22-3747
嶺南振興局若狭健康福祉センター福祉課		0770-52-1300

(ウ) 福井県警察本部（再掲）

「女性被害者相談電話（レディーステレホン 0120-292-170、0776-29-2110）」を設置し、性犯罪等に係る被害や捜査に関する相談に対応しています。

⑤ 子どもに関する相談・情報提供（児童虐待、いじめ等）

(ア) 福井地方法務局（再掲）

「子どもの人権110番（0120-007-110）」及び常設相談所（人権擁護課、各支局）を設置し、子どもの人権侵害等に関する相談に対応しています。

(イ) 福井県・市町

○児童虐待に関する相談

県および市町の児童相談窓口において、相談や通告を受けての対応、情報の提供、カウンセリング等を実施しています。（県総合福祉相談所は夜間、土・日・祝日も電話相談を受付けています。）

※児童虐待や児童の保護に関する県の相談窓口

相談窓口名	相談方法・日時等	連絡先
総合福祉相談所児童相談課	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0776-24-5138 (平日昼間) 0776-24-3654 (休日・平日夜間)
嶺南振興局敦賀児童相談所	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0770-22-0858
福井健康福祉センター福祉課	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0776-36-2857
坂井健康福祉センター福祉保健課		0776-73-0609
奥越健康福祉センター保健福祉課		0779-66-2076
丹南健康福祉センター福祉課		0778-34-1790
丹南健康福祉センター武生福祉保健部		0778-22-4135
二州健康福祉センター福祉課		0770-22-3747
若狭健康福祉センター福祉課		0770-52-1300

(市町の児童福祉担当窓口 77ページ参照)

○児童生徒へのカウンセリング、教育相談

福井県教育委員会では、県内の中学校に「スクールカウンセラー」を、公立小学校の一部に「スクールソーシャルワーカー」を配置し、生徒へのカウンセリングや保護者等に対する助言・援助を行っています。

また、教育研究所、嶺南教育事務所や「すこやかダイヤル」において、幼児から高校生までの本人または保護者からの教育相談を行っています。

※いじめ・不登校など学校教育問題全般に関する県の相談窓口

相談窓口名	相談方法・日時等	連絡先
教育相談所教育相談課	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0776-34-4093 (24時間電話相談) 0776-36-4852
嶺南教育事務所	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0770-56-1310
すこやかダイヤル	電話 火～土 10:00～16:00、17:00～20:00	0776-41-4205
特別支援教育センター	電話、面接 月～金 9:00～17:00	0776-53-6574

(ウ) 福井県警察本部

福井少年サポートセンターを設置し犯罪等により被害を受けた少年の立ち直りを支援しています。

福井少年サポートセンター

電話・面接相談 月～金 8:30～17:15

電話相談 ヤングテレホン 0120-783-214

0776-24-4970

⑥ 高齢者に関する相談・情報提供（高齢者虐待、養護者支援等）

(ア) 福井地方法務局（再掲）

人権擁護課及び各支局において常設相談所を設置し、高齢者虐待など、高齢者の人権に関する相談に対応しています。

(イ) 福井県・市町

県の高齢者相談機関（高齢者総合相談センター、嶺南地域高齢者総合相談センター、健康福祉センター）および市町に設置されている地域包括支援センターにおいて、高齢者相談や養護者支援に関する相談や通報への対応、情報の提供等を実施しています。

また、県では、地域包括支援センターにおける権利擁護の困難事例について、弁護士会や社会福祉士会と連携した「高齢者権利擁護対応専門職チーム」を派遣し、助言・指導を実施しています。

※高齢者虐待や養護者支援等に関する県の相談窓口一覧

相談機関名	相談方法・日時等	連絡先
高齢者専門相談窓口	○年金相談 電話、面接 第3月曜日 13:00～16:00 ○法律相談 面接（要予約） 第1、3、4水曜日 13:00～16:00 ○税金相談 電話、面接 第4月曜日 13:00～16:00 ○もの忘れ、介護相談 相談 面接 第3金曜日 13:00～16:00	0776-25-0294
嶺南地域福祉相談・ 介護実習普及センター	○法律相談 面接（要予約） 第3木曜日 13:00～16:00	0770-52-7833

（市町の高齢者福祉担当課および地域包括支援センター 77～78ページ参照）

⑦ 障害者に関する相談・情報提供（障害者虐待等）

(ア) 福井地方法務局（再掲）

人権擁護課及び各支局において常設相談所を設置し、障害者虐待など、障害者の人権に関する相談に対応しています。

(イ) 福井県

県総合福祉相談所および健康福祉センターにおいて、相談や通告を受けての対応、情報の提供、カウンセリング等を実施しています。

※障害者に関する県の相談窓口一覧

相談機関名	相談方法・日時等	連絡先
総合福祉相談所障害者相談課	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0776-24-5135
福井健康福祉センター福祉課	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0776-36-2857
坂井健康福祉センター福祉保健課		0776-73-0609
奥越健康福祉センター保健福祉課	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0779-66-2076
丹南健康福祉センター福祉課		0778-34-1790
丹南健康福祉センター武生福祉保健部		0778-22-4135
二州健康福祉センター福祉課		0770-22-3747
若狭健康福祉センター福祉課		0770-52-1300

⑧ 精神的ケアに関する相談・カウンセリング

(ア) 福井県

県精神保健福祉センター（ホッとサポートふくい）および健康福祉センターにおいて、PTSD（外傷性ストレス障害）等の精神的後遺症や、被害者の精神的ケアに関する相談・カウンセリングを実施しています。

※精神的ケアに関する県の相談窓口一覧

相談窓口名	相談方法・日時等	連絡先
福井県精神保健福祉センター（ホッとサポートふくい）	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0776-26-4400
福井健康福祉センター健康増進課	電話、面接 月～金 8:30～17:15	0776-36-3429
坂井健康福祉センター福祉健康増進課		0776-73-0609
奥越健康福祉センター地域保健福祉課		0779-66-2076
丹南健康福祉センター健康増進課		0778-51-0034
丹南健康福祉センター武生福祉保健部 健康増進課		0778-22-4135
二州健康福祉センター地域保健課		0770-22-3747
若狭健康福祉センター地域保健課		0770-52-1300

⑨ 公営住宅への入居等に関する相談・情報提供

(ア) 福井県・市町

犯罪等により、従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の方などが、公営住宅への入居を希望する場合の相談に対応しています。

※公営住宅への入居に関する県の相談窓口

相談窓口名	相談方法・日時等	連絡先
福井県土木部建築住宅課	電話 月～金 8:30～17:15	0776-20-0507

(市営住宅・町営住宅への入居については、各市町の公営住宅担当課にお問合せください。)

⑩ 労働問題に関する相談・情報提供

(ア) 福井労働局

福井労働局や各労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が、解雇、労働条件、募集・採用、セクシャルハラスメント等の労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談を電話あるいは面接で対応しています。

※福井労働局管内の労働相談窓口一覧

相談窓口名	相談方法・日時等	連絡先
福井労働局総合労働相談コーナー	電話・面接 月～金 8:30～17:30	0776-22-2655
福井総合労働相談コーナー (福井労働基準監督署内)		0776-54-6167
武生総合労働相談コーナー (武生労働基準監督署内)		0778-23-1440
敦賀総合労働相談コーナー (敦賀労働基準監督署内)		0770-22-0745
大野総合労働相談コーナー (大野労働基準監督署内)		0779-66-3838

(イ) 福井県

中小企業労働相談所および丹南・嶺南の福井県労働者福祉協議会労働相談センターにおいて、労働問題全般に関する相談に対応しています。

※労働問題に関する県の相談窓口一覧

相談窓口名	相談方法・日時等	連絡先
中小企業労働相談所 (福井県産業労働部労働政策課内)	電話 月～金 8:30～17:15	0776-20-0389
福井県労働者福祉協議会 労働相談センター丹南事務所	電話 月～金 9:00～17:00	0776-22-1006
福井県労働者福祉協議会 労働相談センター嶺南事務所		0770-22-1015

⑪ 暴力団犯罪等に関する相談・情報提供

(ア) 福井県警察本部

警察本部組織犯罪対策課(0776-22-2880代)および各警察署の組織犯罪担当係において、暴力団から被害を受けたときの相談等に対応します。

(イ) 財団法人福井県暴力追放センター

財団法人福井県暴力追放センターでは、専門的な知識、経験を有する暴力追放相談員が相談を行っています。

財団法人福井県暴力追放センター 0120-214-893
一般相談 月～金（祝日を除く） 9:00～17:00
弁護士相談 毎週金曜日 午後（要予約）

⑫ 交通事故に関する相談・情報提供

(ア) 福井県

福井県交通事故相談所において、交通事故相談員が交通事故から生ずる問題についての相談に対応しています。

福井県交通事故相談所 0776-20-0518
一般相談 月～金（祝日を除く） 9:00～16:00
弁護士相談 第3水曜日 13:00～15:00（要予約）
移動相談 毎週火曜日 10:00～15:00（会場 敦賀合同庁舎）

(イ) 福井県警察本部

「総合相談受付電話（0776-26-9110または#9110）」および各警察署交通課内の相談係において、交通事故に関する相談に対応しています。

(ウ) その他の交通事故相談機関

相談窓口名	相談方法・日時等	連絡先
福井県交通安全活動推進センター	電話・面接 月～金 8:30～17:15	0776-22-0465
財団法人日弁連交通事故相談センター福井県支部	○無料相談 金 9:00～14:00	0776-23-5255
社団法人日本損害保険協会 福井自動車保険請求相談センター	○一般相談 電話・面接 月～金 9:00～17:00 ○弁護士相談（相談無料） 予約制、要面談 毎月第2・第4火曜日 13:00～16:00	0776-22-3282
財団法人交通事故紛争処理センター金沢相談室	面接（弁護士による無料相談、要電話予約） 月～金 13:00～16:00 予約受付時間 9:00～17:00	076-234-6650
独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）	月～金 9:00～17:00	0570-000738 （ナビダイヤル）

⑬ 消費生活相談、悪質商法等に関する相談

(ア) 福井県・市町

県の消費生活センターおよび市町の消費生活相談窓口において、消費生活に関する相談や

悪質商法等の被害に関する相談を実施しています。

※消費生活相談等に関する県の相談窓口

相談窓口名	相談方法・日時等	連絡先
消費生活センター	電話、面接	0776-22-1102
嶺南消費生活センター	祭日、年末年始を除く毎日 9:00～17:00	0770-52-7830

(市町の消費生活相談窓口 77ページ参考)

(イ) 福井県警察本部

「悪徳商法110番(0776-24-4194、24時間対応)」において、悪質商法などの被害に遭われた方からの相談に応じています。

(2) 経済的負担の軽減や経済支援

① 犯罪被害給付制度(福井県警察本部)

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為(殺人や傷害等)により、死亡した被害者の遺族や障害が残ることとなった被害者、重障害や病気等で長期の入院治療を余儀なくされた被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給する制度です。

○給付金の種類

- ・遺族給付金…被害者が死亡したとき
- ・傷害給付金…被害者に傷害が残ったとき(障害等級第1級～14級)
- ・重傷病給付金…被害者が重い傷害を受け、または疾病にかかったとき

※重傷病とは、1ヶ月以上の療養を要し、かつ3日以上入院を要する負傷または疾病(PTSD等の精神疾患を負った場合は、1ヶ月以上の療養を要し、かつ3日以上労務に服することができない程度であったこと)をいいます。

○支給を受けられる人

- ・遺族給付金…亡くなられた方の第一順位の遺族

支給を受けられる遺族の範囲と順位

- ① 被害者の配偶者
- ② 被害者の収入によって生計を維持してきた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ③ ②に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

- ・障害給付金…障害が残った被害者本人
- ・重傷病給付金…重傷病を負った被害者本人

○申請の期間

犯罪被害を知った日から2年以内または犯罪被害が発生した日から7年以内(やむを得ない理由により所定の期間内に給付金を申請することができなかったときは、その理由のやんだ日から6ヶ月以内に申請可能)

○申請の手続き

支給を受けようとする方の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、申請を行うこととなっています。福井県の場合は、福井県警察本部警務部警務課被害者支援室または最寄りの警察署で申請を受け付けています。

なお、次のような場合には、給付金の全部または一部が支給されない場合があります。

- ・ 親族間の犯罪
- ・ 労災保険等の公的給付や損害賠償を受けたとき
- ・ 犯罪被害の原因が被害者にもあるようなとき

② 事件に遭ったことにより発生する経費負担の軽減（福井県警察本部）

警察では、犯罪により傷害等を負ったときに、事件の立証等に必要な経費を支給し、被害に遭われた方の経費負担を軽減しています。

○支給の対象となる事件

殺人事件、強盗致傷事件、性犯罪等の身体犯

○支給する経費

- ・ ご家族を亡くされた方…司法解剖後の遺体搬送経費、死体検案書料
- ・ 傷害を負わされた方…診断書等の手数料、初診料
- ・ 性犯罪被害に遭われた方…診断書等の手数料、初診料、性感染症検査費、緊急避妊等に要する経費

(対象事件の被害に遭われた方でも、犯罪被害の原因が被害者にもあるようなときには、公費の支出ができないことがあります。詳しくは福井県警察本部警務課被害者支援室までお問合せください。)

③ 配偶者からの暴力による被害者の経済的負担の軽減（福井県）

配偶者からの暴力による被害者の一時保護所入所時における経済的負担を軽減するとともに、退所後の速やかな自立を支援するため、保護命令申立に要する費用や就職活動等に要する経費等を支給する制度を整備しています。

④ 県営住宅の優先入居制度（福井県）

入居者資格を有する犯罪被害者等が県営住宅への入居を希望する場合、優先的に入居できるよう制度を整備しています。(平成17年度から配偶者からの暴力による被害者を対象、平成19年5月から犯罪被害者等全般に拡充。)

⑤ 犯罪被害者の子弟に対する救援（公益財団法人犯罪被害救援基金）

公益財団法人犯罪被害救援基金では、人の生命または身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた方、または重傷害を受けた方の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金または学用品等の供与、学生・生徒・児童の生活の指導および相談、その他の犯罪被害者に係る救援事業を行っています。

財団法人犯罪被害救援基金 03-5226-1020・1021

⑥ 交通事故被害者・遺族に対する経済的援助（福井県等）

実施団体	概 要	
福 井 県	交通災害等遺児就学支度金	交通事故等により保護者を失い、住民税、所得税が課せられていない世帯に属する児童が小学校・中学校に入学する場合に支度金が支給されます。(支給額 小学校入学時 2万円、中学校入学時 2万5千円)
独立行政法人自動車事故対策機構	無利子貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・交通遺児や重度後遺障害者の子弟で生活保護を受けている方（中学校卒業まで） ・後遺障害保険金、共済金および自動車損害賠償保障事業の保証金が支払われるまでの間、生活保護を受けている方のための立替貸付
	介護料支給	交通事故が原因で寝たきりの状態で治療あるいは常時の介護を必要とする方を抱える家族の方に対し、収入等の一定の要件を満たす場合には介護料が支給されます。
公益財団法人交通遺児育英会	交通遺児に対する奨学金の貸与事業を行っています。貸与対象は、高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。	
財団法人交通遺児育成基金	交通遺児が受け取る自動車事故の賠償金額等の中から拠出金を払い込んで交通遺児育成金制度に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が19歳に達するまで年金方式で育成給付金が支給されます。	

(各実施団体の連絡先 80ページ)

⑦ 暴力団員に対する民事訴訟費用の貸付等（財団法人福井県暴力追放センター）

暴力団による犯罪の被害に遭われた方が、加害者である暴力団員を相手方として損害賠償請求のため民事訴訟を起こす際には、財団法人福井県暴力追放センターから、その手続に関する費用の貸付、見舞金の支給を受けることができます。

(3) 生活面におけるサポート等

① 犯罪被害者等への付添い支援

(ア) 福井県警察本部

身体犯、ひき逃げ、死亡事故等の被害者を対象として、捜査員とは別に指定された警察職員を「指定被害者支援要員」として配置し、事件発生直後における被害者への付き添い、ヒアリング、「被害者の手引」の交付による各種支援制度等の説明を行っています。

(イ) 公益社団法人福井被害者支援センター

犯罪被害者等からの希望に応じて、法廷、病院、警察等への付添いや、犯罪被害者等給付金の制度説明と申請補助など、犯罪被害者等の日常生活の回復に必要な支援を行っています。

② 母子家庭等に対する支援（福井県・市町）

○児童扶養手当

父親または母親と生活をともにしていない児童や、父親または母親が重度の障害にある児童が、心身ともに健やかに育成されることを目的として、児童を監護している母または父、もしくは養育者に対し児童扶養手当が支給されます。

○母子寡婦福祉資金貸付金

配偶者のない女子で現在児童（20歳未満）を扶養している人等の、生活の安定と向上を図るため、修学資金、技能習得資金、生活資金等の貸付を行っています。

○母子家庭等に対する日常生活支援

母子家庭の母親や父子家庭の父親が、一時的な病気や技能取得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、日常生活にお困りの時に、育児や食事の世話などを行う家庭生活支援員を派遣しています。

○援助、支援の内容

- 1 乳幼児の保育
- 2 児童の生活指導
- 3 食事の世話
- 4 住居の掃除
- 5 身の回りの世話
- 6 生活必需品等の買い物
- 7 医療機関等との連絡
- 8 その他必要な用務

○利用料（1時間あたり）

保育サービス（子育て支援）	0円～150円
生活援助（家事、介護その他の日常生活の便宜）	0円～300円

（上記制度の詳細については、各市町の児童福祉担当課もしくは県子ども家庭課にお問合せください。）

③ 生活保護（福井県・市町）

生活に現に困窮している方に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とする制度で、資産、能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方を対象としています。

保護の内容は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助および葬祭扶助から構成されており、各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障しています。扶助の基準は厚生労働大臣が設定します。

（上記制度の詳細につきましては、各市町の福祉担当課もしくは県の各健康福祉センターにお問合せください。）

④ 犯罪被害者等のこころのケア

(ア) 福井県

県精神保健福祉センター（ホッとサポートふくい）等において、PTSD（外傷性ストレス障害）等の精神的後遺症や、被害者の精神的ケアに関する相談・カウンセリングを実施しているほか、ストレスの少ない地域社会づくりを図るため、かかりつけ医のうつ診断技術の向上や精神科医との連携強化等を行っています。

(イ) 福井県警察本部

犯罪被害者等の精神的被害回復を支援するために、警察でカウンセリングの専門員を配置するとともに、精神科医や民間のカウンセラーと連携するなど、被害者のためのカウンセリング体制を整備しています。

⑤ 税制上の控除等（税務署・市町）

負傷して医療費を支払った方や身体に傷害を負った方、あるいは配偶者と死別した方には、各種の「所得控除」が認められる場合があります。

医療費控除	治療などのために支払った医療費から保険金や損害賠償金などで補てんされる金額を差し引いた額が10万円か所得金額の5パーセントのいずれかの少ない方の金額を超える場合、その超える額が金額から控除されます。
障害者控除	本人または控除対象配偶者や扶養親族が障害者である場合に、障害者の方1人につき27万円（重度の障害がある特別障害者の場合は40万円）が所得金額から控除されます。
寡婦（夫）控除	配偶者と死別した寡婦（夫）が一定の要件に該当すれば、27万円（特定の寡婦については35万円）が所得金額から控除されます。
扶養控除	扶養親族がある場合に控除されます。特別障害者である扶養親族が同居を常としている場合、控除額が増額されます。
配偶者控除	控除対象配偶者がある場合に控除されます。特別障害者である控除対象配偶者が同居を常としている場合、控除額が増額されます。

このほか、住民税についても所得税に準じた取扱いがあります。
（詳細については、最寄りの税務署もしくは各市町の税務担当課にお問合せください。）

(4) 犯罪被害者等の安全の確保

① 加害者に関する情報等の提供

(ア) 福井地方検察庁

検察庁では、被害に遭われた方に対し、その方々の希望に応じ、できる限り事件の処分結果、刑事裁判の結果等について通知する制度があります。

○通知を受けることができる事項

- ・ 事件の処分結果（公判請求、略式請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- ・ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ・ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- ・ 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等上記3項目に準じる事項
- ・ 有罪裁判確定後の加害者に関する情報（刑務所の名称、受刑中の処遇状況に関する事項、釈放（仮釈放・満期出所）された刑務所名、執行猶予の取消しに関する事項）
- ・ 犯人の刑務所からの出所に関する情報（懲役、禁錮等の自由刑の執行終了予定時期（満期出所予定時期）、実際に釈放された段階では釈放事実及び釈放年月日）

(イ) 福井保護観察所

加害者の保護観察中の処遇の状況に関する情報を通知します。

○通知を受けることができる事項

- ・ 保護観察の開始に関する事項
- ・ 保護観察中処遇状況に関する事項

- ・保護観察の終了に関する事項

○加害者に関する情報の通知制度を利用できる方

- (1) 加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方
- (2) 被害を受けた方の法定代理人
- (3) 被害を受けた方が亡くなった場合またはその心身に重大な故障（病気やけがなど）がある場合におけるその配偶者、直系親族または兄弟姉妹の方

(ウ) 福井県警察本部

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯、ひき逃げ、危険運転致死傷罪等の交通事故事件の被害に遭われた方に対して、次の事項について連絡する「被害者連絡制度」を運用しています。

①刑事手続および被害者のための制度

- ・犯罪被害者から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続および犯罪被害者のための制度について連絡します。

②捜査状況

- ・被疑者の検挙に至っていないときは、捜査に支障のない範囲内で、捜査状況について連絡します。

③被疑者の検挙状況

- ・被疑者を検挙したときには、捜査に支障のない範囲内で、被疑者を検挙したこと、被疑者の人定（被疑者の氏名、年齢など）等について連絡します。

④逮捕被疑者の処分状況

- ・逮捕後、拘留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。（被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。）

② 再被害防止の措置（福井県警察本部）

犯罪被害者が、加害者から再び生命、身体に被害を受けるおそれがあるときに、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒を行い、再被害防止対象者からの要望があったときや再被害防止に必要なときには、加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

また、犯罪被害者等の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望により、地域警察官による訪問・連絡活動を実施しています。

この訪問連絡活動では、

- ・被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供
- ・防犯上の指導連絡
- ・警察に対する要望等の聴取
- ・相談への対応

などを行っています。

③ 暴力団犯罪の被害者等への対応（福井県警察本部）

加害者が暴力団員、暴力団関係者で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがあるときには、被害に遭われた方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置をして、被害の未然防止を徹底しています。

④ 一時保護、施設入所による保護等（福井県・福井県警察本部・市町）

配偶者からの暴力、児童虐待、ストーカー等の被害者を、加害者から離れて保護する必要があるときには、県、警察、市町の福祉相談窓口が連携しながら、被害者の安全確保に努めています。

○配偶者からの暴力による被害者の一時保護等

配偶者暴力防止法等に基づき、配偶者からの暴力による被害者の一時保護・施設入所を実施しています。また、平成18年度から、遠隔地などの理由で、緊急に保護が必要な被害者の一時保護所への移送が困難な場合、近隣の宿泊施設等で保護を行う経費を負担する「緊急一時保護」を実施しています。

○被虐待児童の一時保護

児童虐待防止法等に基づき、被虐待児童の一時保護・施設入所を実施しています。

(5) 捜査・公判等の過程における配慮等

① 捜査における犯罪被害者等への配慮（福井県警察本部）

犯罪被害者等が捜査によって余計な負担を負わず、二次的被害を受けることのないよう、警察において様々な配慮を行っています。

- ・被害届の受理に当たっては被害者等の気持ちに配慮した方法により事情聴取を行い、被害届の受理に関する相談を受けた場合は、その内容に応じて適切な処置を取るよう務めています。
- ・犯罪により傷害等を負ったときに、事件の立証等に必要な経費を支給し、被害に遭われた方や遺族の経済的・精神的な負担を軽減しています。
- ・性犯罪捜査における二次的被害を防止・軽減するため、性犯罪捜査指導官を設置し、女性の性犯罪捜査員による事情聴取や捜査を実施しています。

また、被害直後の証拠採取や衣類の提出を求める際、被害者に負担をかけずに採取を行えるよう、採取に必要な用具や着替え等を準備するとともに、性犯罪捜査キットを用いた実況見分を行うことにより、被害者が感じる精神的負担の軽減を図っています。さらに、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療を行うため、県内の産婦人科病院・医院とのネットワークを構築し、連携強化に努めています。

② 裁判等における犯罪被害者等のための制度（福井地方裁判所・福井地方検察庁）

○裁判の優先傍聴制度

公開の法廷で行われる裁判は原則として、誰でも傍聴することができ、事前申し込みなどの手続は必要ありません。

傍聴希望者が多い事件では、傍聴券が必要となる場合がありますが、被害者本人や被害者の親族等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮をします。

○事件の記録の閲覧・コピー

刑事事件の被害者の方は、原則として、事件記録の閲覧、コピーができます。

裁判の進行上支障がある場合や、関係者のプライバシーを侵害するおそれがある場合などには、裁判所の判断により制限されることがあります。

事件記録の閲覧、コピーを希望する場合、刑事事件の被害者の方は、事件を審理している裁判所に申し出てください。また、同種余罪の被害者の方は、検察官に申し出てください。

○被害者特定事項を明らかにしない措置

事件によっては、公開の法定で氏名等（被害者特定事項）を明らかにしないよう求めることができます。希望がある場合には、あらかじめ検察官に申し出てください。

○意見陳述

法廷で犯罪被害者等が心情や意見をのべることができます。希望がある場合にはあらかじめ検察官に申し出てください。

ただし、審理の状況その他の事情によっては、法廷での意見の陳述に代えて、意見を記載した書面を提出していただくことがあります。

また、まれですが、意見を述べるできない場合もあります。

○証言する場合の不安等緩和措置

被害者等が証人として証言する場合、不安や緊張を緩和するため、次のような措置をとることができます。

①証言をする際、家族等に付き添ってもらうことができます。

②証人と被告人や傍聴席との間につい立てなどを置き、被告人や傍聴席の視線を気にせずに証言することができます。

③事件によっては、法廷とテレビ回線で結ばれた別室からビデオリンクを通じて証言することができる場合もあります。

希望がある場合は、あらかじめ検察官または裁判所に申し出てください。

○刑事和解

被告人との間で、事件に関する損害賠償など民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、事件を審理している裁判所に対し被告人と共同して申立てをすることにより、その示談の内容を公判調書に記載することを求めることができます。

公判調書に記載された場合は、民事裁判で和解ができたのと同じ効力がありますので、被告人が約束した金銭の支払等をしない場合には、改めて民事裁判を起すことなく、強制執行の手続をとることができます。

○被害者参加

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害者等から申出があり、裁判所が相当と認める場合に、参加が許可されます。希望がある場合には、あらかじめ検察官に申し出てください。

参加が許可されると、原則として公判期日に出席することができるほか、刑事事件についての刑事訴訟法上の検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けることができます。また、一定の要件の下で情状証人や被告人に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

また、弁護士を依頼する場合、資力が一定の基準額に満たない被害者参加人は、国選被害者参加弁護士の選定を求めることができます。希望する場合には、日本司法支援センター（法テラス）に申し出てください。国選被害者参加弁護士の報酬や費用は、原則として、国が負担します。

○損害賠償命令

殺人、傷害等の一定の刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

申立てをすることにより、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として、4回以内の期日で簡易迅速に行われます。この手続では、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。なお、4回以内では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

※ 犯罪被害者保護制度等に関する裁判手続のQ & Aが掲載されています。

※申出ができる方の範囲や必要書類(1)

	裁判の優先的傍聴	事件記録の閲覧・コピー	被害者特定事項を明らかにしない措置	意見陳述	証言する場合の不安等緩和措置	刑事和解
申出ができる方	(1)被害者本人 (2)被害者の法定代理人（親権者など） (3)被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹 ※「事件記録の閲覧・コピー」については、上記の方以外に、閲覧・コピーをしようとする事件の被告人等により行われた、その事件と同種の犯罪行為の被害者の方（同種余罪の被害者）等も申出をすることができます。				証人として証言する被害者等	(1)被害者本人 (2)被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹
必要書類	①申出をする方の身分証明書（運転免許証、パスポートなど） ②印鑑 ※①、②のほか、被害者本人との関係が分かるもの（戸籍謄本など）や被害者の方の診断書、同種余罪の被害者であることが分かる資料の提示をお願いします。					
申出手数料	不要	収入印紙150円（コピーする場合は別途コピー代が必要）	不要	不要	不要	収入印紙2,000円

申出時期	あらかじめ	第1回公判 期日後事件 の終結まで	あらかじめ	あらかじめ	あらかじめ	弁論の 終結まで
申出先	裁判所	裁判所 同種余罪の被 害者等の場合 は検察官	検察官	検察官	検察官 または 裁判所	裁判所

※申出ができる方の範囲や必要書類(2)

	被害者参加		損害賠償命令
		国選被害者参加弁護士の選定	
申出 が できる方	(1)被害者本人 (2)被害者の法定代理人 (親権者など) (3)被害者が亡くなってい たり、重い病気やけが をされている場合は、 その配偶者、直系親族 (親や子など)、兄弟 姉妹	資力が一定の基準額 (150万円)に満たない 被害者参加人 ※資力とは、預金、現金 等の合計額をいい、3 か月以内に犯罪行為を 原因として治療費等の 費用を支出する見込み があれば、その費用を 資力から控除します。	(1)被害者本人 (2)被害者の一般承継人 (相続人など)
必 要 な 書 類 等	①申出をする方の身分証 明書(運転免許証、パ スポートなど) ②印鑑 ※①、②のほか、被害者 本人との関係がわかる もの(戸籍謄本など) や被害者の方の診断書 の提示をお願いするこ とがあります。	①申出をする方の身分証 明書(運転免許証、パ スポートなど) ②印鑑 ③請求書 ④資力等申告書	①申立書正本・副本 ②印鑑
申出手数料	不要	不要	収入印紙2,000円(注) 郵便切手
申出時期	あらかじめ	被害者参加の許可を受け た後	弁論の終結まで
申出先	検察官	日本司法支援センター (法テラス)	地方裁判所

(注)民事訴訟手続に移行した場合は、通常の訴訟の手数料が必要となります。

③ 裁判等における犯罪被害者等のための制度(福井家庭裁判所)

少年犯罪の被害者等に対しては、家庭裁判所において以下の配慮を行っています。

○事件記録の閲覧、コピー

審判が開始された事件について、損害賠償請求をしたいとか、保険金を請求したい、あるいは少年審判に意見を陳述するためなど、一定の理由のある場合に、被害者等から

の申出に基づき、犯罪少年のプライバシーを除く犯罪事実に関する部分で裁判官が許可した範囲の記録を閲覧、コピーすることができます。

○審判結果の通知

裁判所に申出すれば、少年に対する処分結果等（少年氏名、住所、決定日、決定主文、決定理由の要旨）の通知を受けることができます。

○審判状況の説明

裁判所に申出すれば、裁判期日で行われた手続きなど（審判期日の日時・場所、審判経過、少年や保護者の陳情要旨、処分結果等）について説明を受けることができます。

○意見陳述

裁判所に申出すれば、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、気持ちや事件についての意見を述べるすることができます。具体的には、裁判所の指示する方法で意見を陳述することになります。

※申出ができる方の範囲や必要書類

	事件記録の閲覧、コピー	審判結果の通知	審判状況の説明	意見陳述
申出ができる方	(1)被害を受けた方 (2)被害を受けた方の法定代理人（親権者など） (3)被害を受けた方が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、被害を受けた方の配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹 * (1)～(3)の方が弁護士に依頼して申出をすることもできます。			
必要な書類	①申出をする方の身分証明書（運転免許証、パスポートなど） ②印鑑 * 上記(2)や(3)の方の申出の場合は、被害を受けた方との関係がわかるもの（戸籍謄本など）や被害を受けた方の診断書など、資料の提示をお願いすることがあります。			
申出ができる期間	審判手続が開始された後	事件が家庭裁判所に送られた後		
	少年の処分が確定してから3年以内			少年の処分が決まるまで
申出手数料	収入印紙150円分 (コピー代は別にかかります。)	不要		

○少年審判の傍聴

一定の重大事件については、裁判所に申出をすれば、被害者やご遺族の方に少年裁判の傍聴が認められる場合があります。

※申出ができる方の範囲や必要書類

	審判傍聴
申出ができる方	少年の故意の犯罪行為や交通事件(自動車運転過失致死傷)などによって、 (1)被害を受けた方が亡くなった場合 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹） (2)被害を受けた方が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

	①被害を受けた方 ②被害を受けた方の法定代理人（親権者など） ③被害を受けた方が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、被害を受けた方の配偶者、直系親族、兄弟姉妹 ＊弁護士に依頼して申出をすることもできます。
必要な書類等	①申出をする方の身分証明書（運転免許証、パスポートなど） ②印鑑 ＊上記のほか、被害を受けた方との関係がわかるもの（戸籍謄本など）や被害を受けた方の診断書など、資料の提示をお願いすることがあります。
申出ができる期間	事件が家庭裁判所に送られた後、申出ができます。 ＊家庭裁判所が申出を認めるかどうかの判断をするためには日数がかかることがありますので、審判の傍聴を希望される場合には、お早めにお申し出ください。 ＊審判期日の間近に申出がされた場合、傍聴ができない場合もありますので、ご注意ください。 ＊審判の傍聴が認められたかどうかについては裁判所から通知されます（認められた場合は、審判期日も併せてお知らせします。）。
申出手数料	不 要

④ 更生保護における犯罪被害者等のための制度（福井保護観察所）

福井保護観察所では、平成19年12月から、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度や、保護観察対象者に犯罪被害者等の心情を伝達する制度運用を開始しています。

○意見等聴取制度

刑務所からの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために、地方更生保護委員会が行う審理において、犯罪被害者等は、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べるすることができます。

希望がある場合、申出の手続が必要です。申出ができる方は、①仮釈放・仮退院の審理の対象となっている加害者の犯罪等により被害を受けた方、②被害を受けた方の法定代理人、③被害を受けた方が亡くなった場合またはその心身に重大な故障（病気やけがなど）がある場合におけるその配偶者、直系親族または兄弟姉妹の方です。

○心情等伝達制度

被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況をお聴きし、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

※上記制度の利用を希望する場合は、申出の手続が必要です。詳しくは、福井保護観察所企画調整課（0776-28-7125）にお問合せください。

(6) その他の犯罪被害者等支援に向けた取組み

① 関係機関の連携・協力

(ア) 福井県犯罪被害者等支援連絡協議会

犯罪行為による直接的な被害だけでなく、それが原因となって、精神的、経済的なことなどに苦しんでいる犯罪被害者やその遺族の方の多様なニーズに対応していくため、国、県、警察および関係機関・団体で構成する連絡協議会を平成10年6月に設立し、犯罪被害者等支援に関する施策の推進および情報交換等を行っています。(平成23年5月現在、36機関・団体が参加)

また、平成19年には、連絡協議会の下に、関係8機関・団体で構成する実務担当者会議を設置し、関係機関・団体の緊密な連携を図っています。

(イ) 犯罪被害者支援地域ネットワーク（福井県警察本部他）

警察署単位で、関係機関等をメンバーとする犯罪被害者支援地域ネットワークを設立し、個々のケースに応じて、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めています。

(ウ) 犯罪被害者等支援関係課連絡会議（福井県）

福井県における犯罪被害者等のための推進を図るため、平成18年5月に関係11課・室で構成する連絡会議を設置し、関係各課との情報交換および連絡調整を行っています。(平成23年5月現在、12課が参加)

(連絡会議開催要領 97ページ参照)

(エ) 各分野における関係機関や市町との連携（福井県他）

- ・各市町における総合的対応窓口の設置促進や、担当課長会議の開催など、市町との連携を促進しています。
- ・県、市、司法・医療・労働関係機関等で構成する「配偶者暴力対策連絡会議」を開催し、配偶者からの暴力による被害者支援の課題等に関する情報交換を行っています。
- ・教育、福祉、医療、警察等の関係機関で構成する「福井県要保護児童対策協議会」を開催し、児童虐待防止に向けての施策推進について検討を行っています。また、地域単位での連携促進を図るため、「市町要保護児童対策地域協議会」を設置するよう市町に働きかけを行い、現在は全市町で地域協議会が設置されました。
- ・県健康福祉センター単位で、高齢者の権利擁護に関する「地域高齢者権利擁護推進会議」を開催し、市町を含む関係機関等との情報交換や事例検討等を実施しています。
- ・市町の精神保健担当課長会議を実施し、県と市町の連携体制を強化しています。

② 県民の理解増進に向けた啓発

(ア) 福井地方法務局

福井地方法務局では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する配慮と保護を図るため、平成14年度から「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を人権週間の強調事項に掲げ、人権週間を中心に県内各地でテレビ・ラジオ放送、新聞等による広報、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施しています。

また、犯罪被害者のおかれている現状を県民に広く伝え、被害者の人権に関する問題を身近な問題として考えるために、人権啓発ビデオ「犯罪被害者の人権を守るために」の貸し出しを行っています。

(イ) 福井県

県では、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性を県民に理解してもらうため、

「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」の期間を中心として「犯罪被害者等支援県民のつどい」等の啓発事業を開催するとともに、啓発リーフレットの作成・配布等などによる県民への啓発を行っています。

また、人権、配偶者からの暴力、児童虐待、高齢者の権利擁護などの各分野においても、それぞれの運動期間を中心として啓発事業を実施している他、県内小中学校全生徒を対象とした「心のノート」の配布や、児童生徒が生命の尊さなどを実感できる道德教育など、教育の充実にも力を入れています。

<p>県で実施している主な啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権週間（12月4日～10日）」を中心として、県民に人権意識の向上を図るための啓発を実施 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間（11月）」期間中に、配偶者暴力防止に関するパネル展や普及啓発を実施 ・「児童虐待防止推進月間（11月）」期間中に、虐待防止に関する啓発を実施 ・高齢者権利擁護意識の普及啓発を図るためのシンポジウムを開催
--

(ウ) 福井県警察本部

県民の犯罪被害者等に対する支援意識の普及・啓発を図るため、福井被害者支援センターとの共催で、年2回程度「県民公開講座」を開催するとともに、ポスターやパンフレットを活用した広報啓発活動を行っています。

※県民公開講座の開催概要

実施日時	場 所	内 容	テーマ・講師等
H14. 5.25	福井商工会議所	講演会	「DVってなに？」 薫千恵子氏（弁護士）
H14. 7.27	福井県民会館	講演会	「東名高速酒酔いトラック事故で子ども二人を失って」 井上保孝・郁美氏（交通事故被害者遺族）
H14. 9.28	敦賀市 勤労福祉センター	講演会	「シェルターの現状」 姫島純子氏（カウンセラー）
H14.12.14	多田記念 大野有終会館	講演会	「高齢者虐待について」 福原隆子氏（福井県立大学講師）
H15. 1.25	福井商工会議所	講演会	「被害者の現状と求められる支援」 大久保恵美子氏 （被害者支援都民センター事務局長）
H15. 5.31	福井工大附属 福井高校	講演会	「被害者遺族の心情について」 前川信治氏（犯罪被害者遺族）
H15. 7.26	武生市 健康福祉センター	講演会	「DVを知ってください！」 松原六郎氏（福井被害者支援センター理事長）
H15.10. 5	若狭図書 学習センター	シンポ ジウム	「あの頃の笑顔を取り戻したい…」 松原六郎氏、池田欣一氏（北朝鮮に拉致された 日本人を救出する福井の会会長）、 前川信治氏、長谷川美香氏（福井医科大学講師）

H16. 2. 8	武生シビックホール	講演会	「DVの根絶に向けて」 隠岐美智子氏 (フェミニストサポートセンター東海理事長)
H16. 6.20	福井県済生会病院	講演会	「犯罪被害者の現状と必要な支援」 本村洋氏 (犯罪被害者遺族)
H16. 8.28	福井県国際交流会館	講演会	「犯罪被害者への支援のあり方」 川上賢正氏 (福井被害者支援センター副理事長)
H16.10.16	福井県生活学習館	講演会	「少年犯罪で息子を奪われた母の想い」 武るり子氏 (「少年犯罪被害当事者の会」代表)
H17. 2.19	ハートピア春江	講演会	「犯罪被害者の心理と支援」 武山雅志氏 (石川県立看護大学助教授)
H17. 7.24	福井県生活学習館	講演会	「犯罪被害者の現状と必要な支援」 青木聰子氏 (犯罪被害者自助グループ「緒あしす」代表)
H17.10.15	若狭湾エネルギー 研究センター	講演会	「被害者支援の原点に戻って」 酒井肇氏 (大教大附属池田小学校事件被害者遺族)
H18. 2.12	福井県国際交流会館	講演会	「被害者の現状と被害者の支援」 青木俊一氏 (被害者支援都民センター専務理事)
H18. 7.29	福井県国際交流会館	講演会	「被害者支援の原点に戻って」 酒井肇氏 (大教大附属池田小学校事件被害者遺族)
H18.11.26	フェニックスプラザ	講演会	「終着駅のないレールを走り続け…」 高松由美子氏 (少年犯罪被害者遺族)
H19. 2. 5	福井県国際交流会館	講演会	「被害者遺族の心の叫び」 大引節子氏 (犯罪被害者遺族)
H19. 5.25	福井県生活学習館	講演会	「『犯罪被害』を体験して」 河野義行氏 (松本サリン事件被害者)
H19.10.17	福井工大附属 福井高校	講演会	「少年犯罪の現状」 福井警察署生活安全課員 「子どもたちを被害者にも加害者にもしないために」 市原千代子氏 (少年犯罪被害者遺族)
H20. 3. 7	福井県国際交流会館	講演会	「被害に遭って」 黒江恵美子氏 (犯罪被害者遺族)
H20. 7.23	福井県国際交流会館	講演会	「『犯罪被害にあう』ということ」 堀河昌子氏 (NPO法人大阪被害者アボガシーセンター代表理事)
H20.10.30	北陸高校	講演会	「終着駅のないレールを走り続け…」 高松由美子氏 (ひょうご被害者支援センター理事)
H21. 2.18	福井県国際交流会館	講演会	「悲しみを乗り越えて」 松村恒夫氏 (東京都文京区幼女殺人事件被害者遺族)
H21. 9.15	福井県国際交流会館	講演会	「被害者支援を考える」 片山徒有氏 (あひる一会代表)
H21.11.26	啓新高校	講演会	「命の大切さを考える」 一井彩子氏 (少年犯罪被害者遺族)

H22. 8.25	響きのホール	講演会	「少年犯罪で息子を奪われた母の想い」 武るり子氏（少年犯罪被害者遺族）
H22.12.10	敦賀気比高校	講演会	「命の大切さを考える」 一井彩子氏 （少年犯罪被害者遺族）

福井被害者支援センターでは、警察からの委託を受けて「県民公開講座」を実施しているほか、会報「WITH YOU」の発行（年3回）、街頭キャンペーン、フリーマーケットの実施等を通じた広報啓発を行っています。

③ 人材の育成に向けた研修等の実施

(ア) 福井地方法務局

主に相談を担当する、法務大臣の委嘱する人権擁護委員に対して、毎年2回程度研修を行っています。

(イ) 福井県

犯罪被害者等に対する二次的被害を防止し、被害者の求めに応じた適切な支援を円滑に行うため、県・市町の職員や医療関係者、教育関係者などを対象として、総合的研修および個別研修会を実施するとともに、国等が主催する研修会に関係職員を派遣することにより、犯罪被害者等に関わる人材の養成および資質向上を図っています。

○県で実施している主な人材育成事業

- ・「犯罪被害者等支援相談員等研修会」(対象：県・市職員、教育・医療関係者、民間相談員等)
- ・「DV相談員研修会」(対象：県・市町の相談業務担当者)
- ・「児童虐待防止専門研修会」(対象：主任児童委員、小学校教諭、保育士等)
- ・「市町職員児童虐待防止研修会」(対象：児童虐待の対応に携わる市町職員)
- ・「児童・思春期精神保健研修会」(対象：教職員、保護者、医療・福祉関係職員)
- ・教職員や養護教諭を対象とした研修時に、犯罪被害者等支援について説明

○国等が主催する研修会への職員の派遣

- ・「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」に担当職員を派遣

(ウ) 公益社団法人福井被害者支援センター

相談員の人材確保や専門的知識の学習を目的として、センター相談員の定期研修や自主研修を実施しています。また、一般の方どなたでも参加できる被害者支援講座入門編を実施しています。